



災害補償課 消防団活動に直接使用した自家用車の損害について

局地的集中豪雨が発生し土砂災害の危険があったため、消防団長の出動命令に基づき、消防団員が自家用車で現場に急行し、災害防御活動に従事しました。その間、自家用車を現場付近の空き地に駐車しておりましたが、豪雨のため自家用車が冠水し故障してしまいました。このような場合の補償制度はどうなっていますか。


消防団員の公務災害補償については、基本的には身体的損害に対する補償に限られ、自家用車の故障のような物的損害はその対象とはなっていません。

しかしながら、消防団員は、通常は他に職を持ち、災害が発生した場合には緊急に災害現場等に出動して消防団の活動を行っており、緊急の出動命令を受けた場合には、職場又は自宅から緊急に自家用車で出動することが少なくありません。また、消防団においては、諸般の事情により、消防団の活動に自家用車を直接使用する場合も多々あります。このように、消防団においては、その活動を円滑に遂行する上で、消防団員の自家用車の使用に依存する度合いが高いのが実態となっています。

このような状況に鑑み、平成13年7月に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正が行われ、当基金は、消防団員及び水防団員（以下「消防団員等」という。）がその所有する自動車又は原動機付自転車（消防団員等の所有する自動車又は原動機付自転車に準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下「自動車等」という。）を消防団又は水防団（以下「消防団等」という。）の活動の円滑な遂行のために使用し、又は使用させたことにより当該自動車等に損害を受けた場合の見舞金の支給を行うよう努力義務が課せられました。

これを受けて、当基金では、平成13年11月に消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程を制定し、自動車等に、①災害発生時又は災害発生のおそれがあるときに、緊急に自動車等を使用し、又は使用させて出動した場合における往復途上若しくは駐車中に生じた損害、②平常時において、やむを得ず自動車等を消防団等の活動に直接使用し、又は使用させた場合（当該活動場所へ集合又は移動することを主たる目的とする場合を除く。）において、当該活動中に生じた損害を受けた場合は、その修理費の額に応じて、3万円以上10万円以下の範囲内で見舞金を支給しています。

お尋ねの自家用車の損害については、物的損害に該当するので公務災害補償の支払対象にはなりません。上記①の場合に該当するので見舞金の支給対象になります。



なお、見舞金の申請に当たっては、消防団員等自動車等損害見舞金申請書（当基金ホームページからダウンロード可）に、①修理費の額を証明する領収書、②修理等の内容がわかる請求書、見積書等、③修理を要する部分（破損個所）が確認できる写真を添付の上、市町村を經由して当基金に提出することになっていますので、申し添えます。